

社会医療法人社団 順心会
介護老人保健施設 夢前白寿苑

入 所 利 用 契 約 書

介護老人保健施設 夢前白寿苑 入所利用契約書

_____（以下「契約者」という）と社会医療法人社団順心会（以下「事業者」という）は、_____（以下「利用者」という）が介護老人保健施設 夢前白寿苑（以下「施設」という）における居室及び共用施設等を使用し生活するとともに、事業者から提供される介護保険施設サービスを受け、契約者がそれに対する利用料金を支払うことについて、次のとおり契約（以下「本契約」という）を締結する。

第 一 章 総 則

第 1 条 （契約の目的）

1. 事業者は、介護保険法令の趣旨にしたがい、利用者がその有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として利用者に対しその日常生活を営むために必要な居室及び共用施設等を使用させるとともに第 3 条及び第 4 条に定める介護保健施設サービスを提供する。
2. 事業者が利用者に対して実施する介護保健施設サービスについては、ケアプラン（以下「施設サービス計画書」という）に定める。
3. 利用者は、第 16 条に定める契約の終了事由がない限り、本契約に定めるところに従いサービスを利用できるものとする。

第 2 条 （施設サービス計画の決定・変更）

1. 事業者は、介護支援専門員に第 1 条第 2 項に定める施設サービス計画に関する業務を担当させるものとする。
2. 施設サービス計画書は、計画担当介護支援専門員が施設サービス計画について、契約者に対して説明し、同意を得たうえで決定する。
3. 事業者は、利用者の認定有効期間内、もしくは契約者の要請に応じて計画担当介護支援専門員に施設サービス計画について変更の必要があるかどうかを調査させ、その結果、施設サービス計画の変更の必要があると認められた場合には、契約者と協議して施設サービス計画を変更するものとする。
4. 事業者は、施設サービス計画を変更した場合には、契約者に対して書面を交付し、その内容を確認するものとする。

第 3 条 （介護保険給付対象サービス）

事業者は、介護保険給付対象サービスとして、施設において、利用者に入浴、排泄、食事等の介護、相談等の精神的ケア、社会生活上の便宜、日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を提供するものとする。

第4条（介護保険施設給付対象のサービス）

1. 事業者は契約者との合議に基づき、以下のサービスを提供するものとする。
 - 一 利用者に対する理美容サービス
 - 二 事業者が特に定める共用娯楽設備等の提供あるいは特別な行事
2. 事業者は前項に定める各種のサービス提供について、必要に応じて利用者の家族等に対してもわかりやすく説明するものとする。

第5条（利用者等への説明）

1. 事業者は、本契約に基づいて契約者に対して行うのと同様の内容の説明を、利用者に対しても行うよう努めるものとする。
2. 契約者は、本契約に基づいて事業者から行われる説明及び報告書について、利用者の家族等へ適宜説明を行うよう努めるものとする。

第6条（運営規程の遵守）

1. 事業者は、別に定める運営規程に従い、必要な人員を配置して、利用者に対して、本契約に基づくサービスを提供するとともに、建物及び付帯施設の維持管理を行うものとする。
2. 本契約における運営規程については、本契約に付随するものとして、事業者、契約者ともに遵守するものとし、事業者がこれを変更する場合は契約者に対して事前に説明することができる。
3. 契約者は、前項の変更に同意することができない場合には、本契約を解約することができる。

第7条（サービス料金の支払）

1. 利用者は、要介護度に応じて第3条に定めるサービスを受け、契約者は重要事項説明書に定める所定の料金体系に基づいたサービス利用料から介護保険給付額を差し引いた差額分（自己負担分：通常はサービス利用料金の1割）を事業者に支払うものとする。但し、利用者がいまだ要介護認定を受けていない場合には、契約者はサービス利用料金をいったん支払うものとする（要介護認定後、自己負担分を除く金額が介護保険から払い戻される（償還払い））。
2. 第4条に定めるサービスについて契約者は、重要事項説明書に定める所定の料金体系に基づいたサービス利用料金を支払うものとする。
3. 前項の他、契約者は、居住費及び食費（別表のとおり）と利用者の日常生活上必要となる諸費用実費（おむつ代を除く）を事業者に支払うものとする。
4. 前3項に定めるサービス利用料金は1ヶ月ごとに計算し、契約者はこれを翌月10日までに事業者が指定する方法で支払うものとする。
5. 1ヶ月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とする。

第8条（利用料金の変更）

1. 前条第1項に定めるサービス利用料金について、介護給付費体系の変更があった場合、事業者は当該サービスの利用料金を変更することができるものとする。
2. 前条第2項及び第3項に定めるサービス利用料金及び自己負担金については、経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、事業者は契約者に対して、変更を行う2ヶ月前までに契約者及び利用者に対して説明したうえで、当該サービスの利用料金を変更することができる。
3. 契約者は、前項の変更に同意することがない場合には、本契約を解除することができる。

第9条（連帯保証人の責任範囲）

1. 利用者は、次の各号の要件を満たす連帯保証人を立てます。但し、利用者が連帯保証人を立てることができない相当の理由がある場合を除きます。
 - 一 行為能力者（民法第20条第1項に定める行為能力者をいいます。以下同じ。）であること
 - 二 弁済をする資力を有すること
2. 連帯保証人は、利用者が本約款上事業者に対して負担する一切の債務を極度額40万円の範囲内で、利用者と連帯して支払う責任を負います。
3. 連帯保証人は、前項の責任のほか、次の各号の責任を負います。
 - 一 利用者が疾病等により医療機関に入院する場合、入院手続が円滑に進行するように協力すること。
 - 二 入所利用が解除若しくは終了した場合の残置物の引取り等の処置、又は利用者が死亡した場合の遺体の引取をすること。但し、遺体の引取について、連帯保証人と別に祭祀主宰者がいる場合、事業者は祭祀主宰者に引き取っていただくことができます。
4. 連帯保証人が第1項各号の要件を満たさない場合、又は事業者、事業者の職員若しくは他の入所者等に対して、窃盗、暴行、暴言、誹謗中傷その他の背信行為又は反社会的行為を行った場合、事業者は、利用者及び連帯保証人に対し、相当期間内にその連帯保証人に代わる新たな連帯保証人を立てることを求めることができます。但し、第1項但書の場合はこの限りではありません。
5. 連帯保証人の請求があったときは、事業者は連帯保証人に対し、事業者に対する利用料金の未払い、これに対する利息及び賠償すべき損害の有無並びにこれらの残額及び支払期が到来しているものの額に関する情報を提供します。

第 二 章 事業者の義務等

第 10 条 （事業者及びサービス従事者の義務）

1. 事業者及びサービス従事者は、サービスの提供にあたって、利用者の生命、身体の安全確保に配慮するものとする。
2. 事業者は利用者の体調・健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携し利用者からの聴取・確認のうえでサービスを実施するものとする。
3. 事業者は、非常災害に関する具体的計画を策定するとともに、非常災害に備えるため、利用者に対して定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。
4. 事業者及びサービス従事者は、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わないものとする。但し、例外的に行う場合は理由等の記録を保持する。
5. 事業者は、感染症・褥瘡防止対策として、月に 1 回程度、感染・褥瘡委員会を開催し、その結果を職員に周知徹底するとともに、対策の指針を手順書により明確にすることとする。
6. 事業者は、事故発生・再発防止対策として、事故発生の報告書を作成し、原因究明ならびに改善策の検討を行い、月に 1 回程度、安全管理委員会を開催し、その結果を職員に周知徹底する。
7. 事業者は、利用者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の遅くとも 30 日前までに、要介護認定の更新申請の援助を行うものとする。
8. 事業者は、利用者の心身の状況等を適宜、契約者に報告するとともに、要介護認定の更新等により利用者の要介護度が変更された場合には、速やかに契約者に通知することとする。
9. 事業者は、利用者に対する介護老人保健施設サービスの提供について記録を作成し、それを 5 年間保管し、契約者もしくはその代理人の請求に応じてこれを閲覧させ、複写物を交付するものとする。

第 11 条 （守秘義務等）

1. 事業者、サービス従事者または職員は、介護保険サービスを提供するうえで知り得た利用者又は契約者等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しない。この守秘義務は、本契約が終了した後も継続する。
2. 事業者は、利用者に医療上、緊急の必要性がある場合には、医療機関等に利用者に関する心身等の情報を提供できるものとする。
3. 事業者は、第 22 条に定める利用者の円滑な退所のための援助を行う場合に、利用者に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書にて契約者の同意を得るものとする。

第 三 章

契約者及び利用者の義務

第 1 2 条（利用者の施設利用上の注意事項）

1. 利用者は、居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用するものとする。
2. 契約者は、サービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には事業者及びサービス従事者が利用者の居室内に立ち入り、必要な措置をとることを認めるものとする。但し、その場合、事業者は、利用者のプライバシー等の保護について十分な配慮をするものとする。
3. 契約者は、利用者が施設の設備及び備品について、故意又は重大な過失により滅失、破損、汚損もしくは変更した場合には、自己の費用により原状に復するか、又は相当の代価を支払うものとする。
4. 利用者の心身の状況等により特段の配慮が必要な場合には、契約者と事業者との協議により、居室又は共用施設、設備の利用方法等を決定するものとする。

第 1 3 条（利用者の禁止行為）

利用者は、施設内で次の各号に該当する行為をすることは許されない。

- 一 喫煙・飲酒
- 二 サービス従事者又は他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うこと
- 三 その他決められた以外の物の持ちこみ

第 四 章

損害賠償（事業者の義務違反）

第 1 4 条（損害賠償責任）

事業者は、本契約に基づくサービスの実施にともなって、自己の責に帰すべき事由により契約者又は利用者に生じた損害について賠償する責任を負う。第 1 1 条に定める守秘義務に違反した場合も同様とする。

但し契約者又は利用者に過失が認められる場合には、利用者の置かれた心身の状況を勘酌して相当と認められる場合には、損害賠償責任を減すことができるものとする。

第 1 5 条（損害賠償がなされない場合）

事業者は、自己の責に帰すべき事由がない限り損害賠償責任を負いません。とりわけ以下の各号に該当する場合には、損害賠償責任を免れる。

- 一 契約者が、契約締結時に利用者の心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合
- 二 契約者が、利用者へのサービスの実施にあたって必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合

- 三 利用者の急激な体調の変化等、事業者の実施したサービスを原因としない事由にもつぱら起因して損害が発生した場合
- 四 契約者及び利用者が、事業者もしくはサービス従事者の指示・依頼に反して行った行為にもつぱら起因して損害が発生した場合
- 五 不可抗力による事故の場合（歩行時自らバランスを崩して転倒した場合）

第16条（事業者の責任によらない事由によるサービスの実施不能）

1. 事業者は、契約の有効期間中、地震・噴火等の天災その他自己の帰すべからざる事由によりサービスの実施ができなくなった場合には、利用者に対して当該サービスを提供すべき義務を負わない。
2. 前項の場合に、事業者は、契約者に対して、既に実施したサービスについては所定のサービス利用料金の支払いを請求できるものとする。その際、1ヶ月に満たない期間のサービス利用料金の支払いについては、第7条第5項の規定を準用する。

第 五 章 契約の終了

第17条（契約終了の事由）

利用者は、以下の各号に基づく契約の終了がない限り、本契約に定めるところに従い事業者が提供するサービスを利用することができるものとする。

- 一 利用者が死亡した場合
- 二 要介護認定により利用者の心身の状況が自立又は要支援と判定された場合
- 三 事業者が解散命令を受けた場合、破産した場合又はやむを得ない事由により施設を閉鎖した場合
- 四 施設に滅失や重大な毀損により、サービスの提供が不可能になった場合
- 五 施設が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- 六 第17条から第19条に基づき本契約が解約又は解除された場合

第18条（利用の継続及び入所期間について）

入所期間は原則3ヶ月間とします。但し、身体的または精神的状態において施設管理者（医師）が入所期間延長の必要性があると判断した場合は、概ね6ヶ月を目途として入所期間を延長できるものとします。その場合は、随時経過観察を行い、3ヶ月毎に入所継続判定会を実施し、入所継続の可否について検討します。

第19条（契約者から中途解約等）

1. 契約者は、本契約の有効期間中、本契約を解約することができます。この場合には、契約者は契約終了を希望する日の7日前までに事業者に通知するものとする。
2. 契約者は、第6条第3項、第8条第3項の場合及び利用者が入院した場合には、本契約を即時に解約することができる。

3. 契約者が第1項の通知を行わずに、利用者が居室から退去した場合には、事業者は契約者の解約の意思を確認するものとする。
4. 前項において、契約者が解約に意思を表明した場合、その意思を表した日をもって、本契約は解約されたものとする。
5. 第7条第5条の規定は、本条に準用される。

第20条（契約者からの契約解除）

契約者は、事業者もしくはサービス従事者が以下の事項に該当する行為をおこなった場合には、本契約を解除することができる。

- 一 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める介護保険施設サービスを実施しない場合
- 二 事業者もしくはサービス従事者が第11条に定める守秘義務に違反した場合
- 三 事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失により契約者及び利用者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しく不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- 四 他の利用者が利用者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

第21条（事業者からの契約解除）

1. 事業者は、契約者又は利用者が以下の事項に該当する場合には、本契約を解除することができる。
 - 一 契約者が、契約締結時に利用者の心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
 - 二 契約者による第7条第1項から第3項に定めるサービス利用料金の支払いが2ヶ月以上遅延し、催告にもかかわらずこれが支払われない場合
 - 三 利用者が故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
 - 四 利用者が介護老人福祉施設などの施設に入所した場合、もしくは介護療養型医療施設および他の医療機関に入院した場合
 - 五 利用者の容態が身体的、精神的に著しく悪化し、施設管理者（医師）が施設において療養することが難しいと判断した場合
 - 六 利用者及び契約者が、現在、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これに準ずる者（以下、「反社会的勢力」という）、また、反社会的勢力に実質的に関与している法人等に属する者であった場合

七 利用者、契約者、またはこれらの者の親族その他関係者が、当施設またはサービス従事者に対し暴言、暴力、脅迫、強要、過剰な要求、ハラスメント行為、SNS への誹謗中傷、事実と異なる書き込み、プライバシーの侵害、不適切な言動、その他これらに類する行為により、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

2. 前項の規定による契約の終了後、退所までに事業者が利用者に対して実施したサービスの利用料金については、全額契約者の負担とする。

第 22 条（契約の終了に伴う援助）

1. 本契約が終了し、利用者が施設を退所する場合には、前条の場合を除き、契約者の希望により、事業者は利用者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、円滑な退所のために必要な以下の援助を契約者に対して速やかに行なうものとする。
 - 一 適切な病院もしくは診療所又は介護老人福祉施設の紹介
 - 二 居宅介護支援事業者の紹介
 - 三 その他保健医療サービス又は福祉サービス提供者の紹介
2. 前条の規程により契約が解除され、利用者が施設を退所する場合には、契約者の希望により事業者は、利用者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、円滑な退所のために必要な前項第一号から第三号に定める援助を契約者に対して速やかに行うよう努めるものとする。

第 23 条（利用者の入院に係る取り扱い）

1. 利用者が入院加療必要となり入院になった場合は、入院となった時点で退所となります。概ね 1 ヶ月以内に退院となった場合において再入所を希望されれば、優先的に入所できるよう努めるものとする。但し、退院と同時の入所は確約できません。また、退院要請があった場合において医療的対応ができない場合は、再入所をお受けできないことがあります。

第 24 条（居室の明け渡し—精算—）

1. 第 16 条により本契約が終了する場合において、契約者は、利用者に対してすでに実施されたサービスに対する利用料金支払義務及び第 12 条第 3 項（原状回復の義務）その他の条項に基づく義務を履行した上で、利用者の居室を明け渡すものとする。
2. 契約者は、契約終了日までに利用者の居室を明け渡さない場合又は前項の義務を履行しない場合には本来の契約終了日の翌日から現実に居室が明け渡された日までの期間に係る所定の料金（重要事項説明書に定める）を事業者に対し支払うものとする。
3. 第 1 項の場合には、1 ヶ月に満たない期間のサービスに関する利用料金の支払い額については第 7 条第 5 項を準用する。

第25条（残置物の引取等）

1. 事業者は、本契約が終了した後、利用者の残置物がある場合には、契約者にその旨連絡するものとする。
2. 契約者は、前項の連絡を受けた後2週間以内に残置物を引き取るものとする。但し、契約者特段の事情がある場合には、前項の連絡を受けた後、速やかに事業者にもその旨連絡するものとする。但し、その引渡しに係る費用は契約者の負担とする。

第26条（一時外泊）

1. 利用者は、事業者の同意を得た上で、概ね1週間以内の期間、施設外で宿泊することができるものとします。この場合、契約者は宿泊開始日の2日前までに事業者に届け出るものとする。
月中において7日以上にわたり外泊された場合は、超えた日数に対して介護保険報酬と同額の金額を契約者に請求する。
2. 前項に定める宿泊期間中において、契約者は別に定める料金体系に基づいた所定のサービス利用料金から介護保険給付額を差し引いた差額分（自己負担分）を事業者に支払うものとする。

第27条（苦情処理）

事業者は、その提供したサービスに関する契約書又は利用者からの苦情に対して、苦情を受け付ける窓口を設置して適切に対応するものとする。

第28条（協議事項）

本契約に定められていない事項について問題が発生した場合には、事業者は契約者と誠意を持って協議するものとする。

上記の契約を証するため、本書2通を作成し、契約者、事業者が記名捺印のうえ、各1通を保有するものとする。

介護老人保健施設 夢前白寿苑 入所利用契約書

介護老人保健施設夢前白寿苑を入所利用するにあたり、入所利用契約を受領し、これらの内容に関して、担当者による説明を受け、これらを十分に理解した上で同意します。

(契約書説明者；)

令和 年 月 日

事業者 住 所 兵庫県姫路市夢前町塚本 77-9
事業所名 社会医療法人社団 順心会
介護老人保健施設夢前白寿苑
代 表 者 堀 義 康 印

契 約 者 住 所 _____
氏 名 _____ 印 (続柄 _____)

利 用 者 住 所 _____
氏 名 _____ 印 _____

署名代行者 住 所 _____
氏 名 _____ 印 (続柄 _____)

※ 契約者と同一人である場合には、利用者欄記載の必要はありません。

連帯保証人 住 所 _____
氏 名 _____ 印 (続柄 _____)

親 族 住 所 _____
氏 名 _____ 印 (続柄 _____)

「連帯保証人は、事業所に対し、利用者が本契約上負担する一切の債務を連帯して保証する。」